

農政施策検討会の提言について

農政施策検討会は、緑被率31パーセントの4分の1を占める農地を守るため、農業を取り巻く情勢の変化や課題を踏まえ、農家が受け入れやすく市民にも共感いただける施策の検討を目的に平成20年3月に設置しました。学識経験者、農業者・農業団体、市民それぞれの視点から、5回にわたり検討が行われ、7月17日に提言書が提出されました。

1 農政施策検討会委員構成と検討経過

(1) 農政施策検討会委員名簿

(所属等は委員会発足時のもの)

	区分	氏名	所属等
座長	学識経験者	蔦谷 栄一	(株)農林中金総合研究所特別理事
副座長	学識経験者	山崎 久民	(株)WAN研究所代表取締役、税理士
委員	農業団体代表	池田 正人	横浜農業協同組合常務理事
委員	農業団体代表	栗原 文雄	横浜農業協同組合常務理事
委員	農業団体代表	下山 和洋	田奈農業協同組合常務理事
委員	農家代表	門倉 章夫	前横浜市南西部農業委員会会長
委員	農家代表	内田 洋幸	横浜川崎農業経営士会長
委員	農家代表	三澤百合子	よこはま・ゆめ・ファーマー
委員	農家代表	中山 知樹	横浜農業協同組合青壮年部参与
委員	市民代表	大場多美子	神奈川県都市農業推進審議会委員

(2) 農政施策検討会の検討経過

	年月日	内容等
第1回	平成20年3月21日	・本市農業及び施策の概要について ・検討課題について
第2回	平成20年5月1日	・担い手の育成施策について
第3回	平成20年6月9日	・農地保全と農業振興策について
第4回	平成20年6月23日	・相続税対策について ・検討課題の補足検討
第5回	平成20年7月8日	・施策検討会の提言内容について

2 提言の主な内容

(1) 農地の担い手対策

ア 横浜型担い手農家の育成

国の施策の認定農業者以外に、小規模で多機能な都市農業が展開されている横浜にふさわしい「横浜型担い手像」を明確にして支援することが望ましい。

また、後継者の育成指導や女性農業者の活動支援等を促進するべきである。

イ 農業者への農作業支援

援農にあたる人材育成や組織拡充を行うため、市民農業大学講座の充実や修了

生の組織化、人材登録などを進める必要がある。

あわせて、地域に根ざした農作業の受委託組織の育成や農業機械のオペレーターなどの教育支援策を導入することが望ましい。

ウ 自分で耕作できない農地のあっせん支援

農家間の貸し借りが促進される情報提供の仕組みづくり、長期契約の貸し手に対する奨励金などにより、農地の流動化を促進する必要がある。

エ 市民参画型農業の確立

多種多様なニーズに対応した市民利用型農園の開設を進めるとともに、農園開設を手助けするコーディネーターの育成を進めるべきである。

(2) 農地保全策と営農環境整備

ア 農地と田園景観の保全

減少が著しい市街化調整区域では、まとまりのある小規模面積の農地で生産基盤の確立を支援するほか、市街化区域では「生産緑地地区」の指定を進めるなど土地利用制度も含めた農地保全の仕組みづくりを推進することが重要である。

イ 営農環境整備

地域住民と協力した不法投棄対策や、周辺環境に配慮した生産環境整備へ助成を行う必要がある。

(3) 農業振興対策

ア 地産地消の推進

地産地消を拡大するため、大型の共同直売所の設置に対し助成を行うとともに、市民に人気の高い収穫体験の場を整備する必要がある。

イ 生産機械・施設の導入推進

生産用機械のリース方式による導入を図るとともに、横浜型担い手農家に対する支援の仕組みを整備すべきである。

(4) 農地の相続対策等

ア 相続税評価・猶予の制度改善

相続税納税猶予制度の農業用施設用地への適用拡大や貸付地・市民農園用地について、担い手農家への相続税の負担軽減を国に働きかける必要がある。

イ 公的機関による買取り及びあっせん

農家に相続が発生し、やむを得ない場合に、農地保有合理化法人による買取りを促すとともに、必要な場合は市民農園用地として買い取ることも検討する必要がある。

ウ 農業用施設用地の固定資産税の負担軽減

農業経営上不可欠な農業用施設用地の固定資産税が高額であるため、その負担を軽減することが望ましい。

3 今後の取組

提言を踏まえ、本市として事業化が可能なものについて、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」に反映させると共に、来年度以降の予算計上を検討してまいります。

横浜における今後の農政施策について

提 言

平成20年7月

農政施策検討会

目 次

第1	農政施策検討会の提言にあたって	2
第2	提 言	3
1	農地の担い手対策	3
2	農地の保全策と営農環境整備	5
3	農業振興対策	7
4	農地の相続対策等	9
5	施策の体系図	11
第3	参考資料	12
	○横浜の農業の概要	12
	○市街化調整区域所有者アンケート結果の抜粋	18
第4	農政施策検討委員会概要	20
1	農政施策検討会委員名簿	20
2	委員の任期	20
3	農政施策検討会の検討内容	20

第 1 農政施策検討会の提言にあたって

食の安全・安心が叫ばれている昨今、世界の食糧危機を危惧して将来の食料の安定供給に不安を持つ市民も多く、都市における農地の保全や新鮮で安全・安心な農畜産物の安定供給は、私たちの大きな課題となっています。また、地球環境の悪化や持続可能な社会への転換とともに、日本の農業を取り巻く環境も大きく変革しつつあります。

そこで、横浜市では平成 18 年 12 月、農地を含めた横浜らしい水・緑環境を、市民・事業者との連携・協働により実現することを基本理念とした「横浜市水と緑の基本計画」が策定されました。さらに、「中期計画」では「横浜みどりアップ」計画を掲げ、みどりの総量（市域の 31%の緑被率）を維持・向上していくため、様々な取組が開始されているところです。

農地は、この緑被面積の約 4 分の 1（約 3,300ha）を占める重要な緑の空間であるとともに、新鮮で安心な農畜産物の供給のみならず、横浜の原風景として市民に安らぎを与え、ヒートアイランド現象の緩和、貯水機能、災害時の避難場所、環境教育や農業体験の場として、多面的な機能を有しています。また、農地は地域コミュニティーを形成する上でも重要な役割を果たしています。

この農地の多面的機能を市民が享受していくには、市民が農業を理解し共感でき、農業者が受け入れやすい支援策を講じていく必要があります。横浜市が平成 19 年 9 月に実施した、市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート結果からも、相続税の支払いに対する不安、高齢化や後継者の問題、農地周辺の環境対策など、様々な課題が明らかとなりました。

しかし、近年、農畜産物価格は低迷する一方で、原油価格高騰を契機にした農業・畜産生産資材等の高騰や地球温暖化による気候変動などの影響も加わり、農業経営は大変厳しくなっています。その結果、農地の担い手が不足し、農地として維持管理していくことが困難になっています。都市における農業は、農地の多面的な機能をより発揮しながら、農業者が安心して持続的な農業経営を行い、また市民のニーズにも応えられるよう、行政内部においても関係部局が一体となって多角的多層的な支援策を講じる必要があります。また、農業の存続に不可欠である相続税対策にも取り組む必要があります。

当農政施策検討会は、上記の現状や課題を踏まえ、平成 20 年 3 月 21 日の発足以来、計 5 回にわたり「横浜における今後の農政施策」を検討してきました。その成果として、提案や意見を提言書にまとめました。都市農業にとっては市民の理解が不可欠ですので、当局におかれましては、さらにこの内容を吟味し、市民との協働により、効果的な施策が実施できるよう期待します。

平成 20 年 7 月 17 日

農政施策検討会	座長	蔦谷 栄一	副座長	山崎 久民
	委員	池田 正人	委員	栗原 文雄
	委員	下山 和洋	委員	門倉 章夫
	委員	内田 洋幸	委員	三澤百合子
	委員	中山 知樹	委員	大場多美子

第2 提言

1 農地の担い手対策

農地を保全するには、その農地を誰が何に使うかがきわめて重要になる。横浜市の農業従事者は高齢化の一途をたどっており、農業の担い手をいかに確保していくのか、また担い手農家の農作業をどのように支援するか、自分で利用できない農地の貸し借りをどのように進めるか、さらに、市が利用する場としての市民利用型農園のあり方についても検討を加えた。

(1) 横浜型担い手農家の育成

ア 横浜型担い手像の明確化

国の施策にある農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者」は、規模拡大を志向したものだが、集約的経営が多く様々な都市型農業が営まれている横浜では、国でいう認定農業者以外に、独自の担い手像を明確にして施策と支援を集中すべきである。

その際、現在の認定農業者制度では制度資金への利子助成による無利子融資以外にほとんどメリットがないため、個人が導入する機械や施設にも一定の補助を行うことも検討すべきである。

イ 農業後継者の育成

地域におけるリーダー的な農家や先進的経営を行う農家が、地域ごとにグループをつくるなどにより農業後継者の育成指導にあたるとともに、現在設置されている後継者育成協議会の活動を充実させ、若手の農業後継者を育てることが必要である。

農業経営の安定こそが後継者が就農する第一の条件であり、そのための農畜産物の価格安定対策を始めとする総合的な施策が、後継者育成にとって重要である。

ウ 女性農業者の活動支援

横浜独自の女性農業者の支援制度である「よこはま・ゆめ・ファーマー」は、女性の発言の機会が増えるなど、一定の成果があったが、農外への情報発信力にもさらなる期待が寄せられている。

男女共同参画推進の観点から政策決定の場への参加など、今後の活動をさらに進めるための環境づくりも検討すべきである。

(2) 農業者への農作業支援

ア 援農組織の拡充

現在も市民農業大学講座の修了生が「はま農楽」を結成し、労働力が不足する

農家に対して援農を行っており、農家にとって大きな力となっているが、援農にあたる人材が不足している。市民農業大学講座の受講生の定員増加や受講方法の弾力化等について工夫する必要がある。

また、援農にあたる人材個々の技量がわかるような仕組みを設けることにより、農家が安心して農作業を依頼できる工夫が必要である。

あわせて、農協における人材登録の仕組みについても検討する必要がある。

イ 機械作業の受委託組織の育成

農業機械による農作業については、高齢化が進むと事故の危険も高まり、近い将来機械作業がだんだん難しくなることが予想される。

そこで、水田の機械作業や畑の作業の一部では、地域に根ざした受委託組織を地域の実情にあわせ具体的に検討し、組織を育成する必要がある。また、組織で農作業を受託するオペレーターの人材育成や、導入する大型の農業機械等への支援、一定の運営経費に対する助成についても検討する必要がある。

(3) 自分で耕作できない農地の斡旋支援

ア 農家間の貸し借りの促進

農作業を委託してもどうしても耕作できない場合は、他用途に転用されることも危惧される。これを防止するためにも、地域における規模拡大志向の農業者が必要なときに安心して借りられるように、貸地の営農条件などの情報が管理・提供される仕組みを検討する必要がある。

また、規模拡大農家に対しては、農業機械の補助など条件整備も必要と考えられる。

イ 法人等農外からの参入支援

地域における規模拡大志向の農業者のみでは農地の担い手が不足する。そのため、農業以外からの新規参入希望者や特定法人の参入にも門戸を開いている。しかし、具体的に農地を斡旋する仕組みがないため参入には結びつきにくい。法人の参入は農地の遊休化防止の効果も期待できる半面、農家のなかには慎重な意見もあり、地域とうまく融合できるかどうかを含め参入に当たっての審査を的確に行う必要がある。

ウ 農地の貸し手への支援

借り手が長期間安心して借りられる仕組みとして、長期の契約に対しては貸し手に奨励金を交付するなどの支援により貸し手の理解が得られやすくなるため、農地の流動化が進むものと考えられる。

さらに、貸し手に相続が発生した場合に現行制度では相続税納税猶予が受けら

れないため、納税猶予の適用や評価減等の対策を国に強く要望する必要がある。

(4) 市民参画型農業の確立

ア 市民利用型農園の整備促進

市民の農体験ニーズは高く、多種多様なニーズに対応した市民利用型農園の開設を進める必要がある。

また、貸し農園は、地主の相続発生時に相続税納税猶予が適用されないので対策が必要。それに対し、体験型農園は相続税納税猶予の対象になるとともに、農家と市民と一緒に農作業ができることでコミュニティー醸成の効果も期待できる。

イ コーディネーターの育成

農園を開設したくてもそのノウハウの分からない農家が多いことから、農園運営のコーディネーターを育成し、農家の条件や周辺住民のニーズにあった農園開設や運営のサポートが必要である。

また、こうしたコーディネーターには市民農園のみならず、援農活動や農地の不法投棄防止活動など、様々な市民活動のサポート役としての役割も期待したい。

ウ 地域住民との協働

地域住民が自分の地域の農的空間を歩いて回りながらその魅力や課題を認識できるアグリツアーは、周辺住民の農業や農地への関心を高めるのに役立つ。こうして関心の高まった、住民の力を活用した農のある地域づくり協定事業は、地域における荒廃農地の解消にもつながることから、今後も積極的に進めるべき事業である。

2 農地の保全策と営農環境整備

毎年減り続ける農地をいかに保全し、その保全された農地の耕作条件などの営農環境を整備して、農地における多面的な機能の発揮や継承について検討するとともに、近年問題となっている周辺環境との調和対策や、環境問題への対応についても検討した。

(1) 農地と田園景観の保全

ア 市街化調整区域の農地保全対策

横浜市独自の農業専用地区制度は、農地が開発の波に吞まれかけていたなかで、計画的都市農業の確立に大きな役割を果たし、その後の都市計画法による線引きや農業振興地域整備促進法による農業振興地域、農用地区域の指定にも大きな影響を与えた。しかし、市内には農用地区域の指定のないいわゆる白地農地が多く、毎年約15ヘクタールが減少しており、調整区域の農地をいかに保全するかは重

要な課題である。

この市街化調整区域の農地を保全する手法としては、農業専用地区では農業生産の中心的な担い手が多いため、農業振興策や担い手施策など集中的に実施されている。併せて、農業専用地区以外であっても、比較的まとまりのある小規模面積の農地に対して、一定の補助事業を行うなど、生産基盤を整備することも重要となる。農地の保全に向けて、今後の市街化調整区域の土地利用制度のあり方も踏まえ、支援の内容について検討していく必要がある。

イ 市街化区域の農地保全対策

市街化区域の農地保全で最も有効な方法は、「生産緑地地区」の指定である。そこで、毎年指定を続けるとともに、横浜市独自の要件については緩和し指定拡大を図る必要がある。

また、生産緑地地区への指定が困難な場合は、固定資産税の減免措置または奨励金の交付などにより、農地の急速な減少を防ぐ手立ても必要と思われる。その場合は相続税納税猶予の対象とはならないが、中期的な保全策として一定の存続効果は期待できるものと考ええる。

ウ 田園景観や水田の保全対策

水田は、単位面積当たりの労働時間も少ないことから、自家消費用の米づくりで維持されている部分も多い。しかし、収益性が低いことから、一定の額の所得補償をしなければ、やがては埋め立てられ農業以外に転用される恐れがある。水田は、優れた田園景観を構成するのみならず、ヒートアイランド現象の緩和や洪水防止など都市環境の保全上も重要な役割を持っているため、畑作の所得との差額を補填するなど、埋め立てを抑制できる効果的な手法を検討する必要がある。

また、都市における農地が様々な多面的機能を有し、都市住民の共有財産であるとも言われながら農地所有者や管理者任せになっている。そこで、農家への直接交付ではなく、地域の農地を管理している水利組合や土地改良区、農業専用地区協議会などの地域団体に保全面積に応じた一定の額を交付し、農家が地域住民の協力を得て農地保全活動を行う新たな仕組みづくりが必要である。

(2) 営農環境整備

ア 生産基盤整備

農業専用地区制度は全国に誇れる制度で、後継者の育成にも重要な役割を果たしてきた。しかし、初期に整備した地区では荒廃化が進んだり、施設の更新が必要なものもあり、再整備が必要になってきている。また指定はされたものの、未だに整備に着手できていない地区もあるため、計画的な整備が必要である。

農業専用地区以外でも、一定の要件で基盤整備に助成を行い営農環境を整備す

る必要がある。

また、農業専用地区等市街化調整区域でも、個人直売所が開設できるよう法令の運用を改善する必要がある。

イ 不法投棄対策

土地改良事業などで、農道が拡幅され利便性が増した反面、不法投棄が多くなった。警察等による取締りの強化とあわせ、投棄が繰り返される場所に監視装置や警報装置を設置し、被害の減少を図る必要がある。

また、日頃から不法投棄物を早めに撤去し、きちんと農地を管理していると、不法投棄の抑制につながる。地元農家によるパトロールも重要である。しかし、地元農家だけではパトロールや清掃活動の負担が大きいため、行政によるパトロールの委託や、地域住民と一体となった自主活動も重要なため、活動費に対する助成があるとよい。

ウ 周辺環境に配慮した生産環境整備

農薬の飛散防止のためのネットや、堆肥散布・農薬散布の時間を短縮するための機械施設、野焼き防止のための剪定枝の堆肥化機械等について助成を行う必要がある。これらは農家向けの施設ではなく近隣住民に対する影響を緩和する対策であり、収益に結びつかないため高率の助成がなければ対応が進まない。

また、農薬飛散防止のため畑の縁辺部に丈の高い牧草を植えたり、土砂流出や土ぼこり対策として畑の空く時期に牧草類の栽培を進めることも重要である。牧草類の栽培は、根圏微生物の改善や肥料バランスの改善といった耕種的な効果のほかに、炭酸ガスの固定など地球温暖化対策上の効果も期待できるので、広範な農家の取組みにつながるような普及活動の支援が必要である。

3 農業振興対策

農地が保全され営農環境が整備されても、そこで何を生産しどのように販売し、収益性の高い持続的な農業経営が展開できるかは非常に重要な課題となる。あわせて生産振興対策としての省エネルギー化の推進、収穫体験農園の育成支援を検討した。また農業経営安定対策として、個人補助の検討やリース方式による機械施設の整備などについて検討した。

(1) 地産地消の推進

ア 直売所の設置支援

生産基盤整備の項でも触れたが、市街化調整区域での農産物直売所の設置について規制を緩和するとともに、販売労働力のない農家のための農協による大型の共同直売所の設置に対し助成を行う必要がある。

また、直売所の品揃えを充実させるための栽培指導や研修会のようなソフト事業とあわせ、加工施設設置についても支援を検討する必要がある。

イ 収穫体験農園の整備支援

最近市民に人気の高いブルーベリーやイチゴなどの生産施設の設置に助成を行い、市民が気軽に収穫体験できる場を整備する必要がある。もぎ取りの体験できる果樹などは、収穫だけを体験できる手軽さと味の良さなどから、市民の人气が高く、身近な場所で地産地消が味わえる。また、農家にとっても、収穫・調製労働は品目によっては全労働時間の半分近くを占める大きな負担となっているので、収穫を市民が直接行う収穫体験農園は労働力軽減の面からも期待ができる。

しかし、市民対応の時間や宣伝活動も必要となるので、単に農園の整備に助成するのみならず、市民からの問い合わせに対し、農園を案内できる機能を受け持つ組織の育成やその運営への支援についても検討する必要がある。

(2) 生産機械・施設の導入推進

ア 生産用機械のリース方式による導入

農業生産用機械のうち使用頻度の少ないものは、過剰投資を避けるため共同利用されるが、今後は従来の補助金による購入費助成だけでなく、リース方式による導入により、機械利用組合の初期投資を軽減することも必要となる。この場合、結果的にリース方式が従来の補助方式より割高になっては意味がないので、農協を含むリース事業主体が農業用機械を購入する際に市が購入費を補助し、その圧縮価格をもとにリース料金を設定する方式について検討する必要がある。

イ 横浜型担い手農家への個人補助の検討

農業生産用機械等の導入について、現在は共同利用の場合に補助を行っているが、個人利用の場合は制度資金による融資対応であり、その利子補給を行っているに過ぎない。しかし、認定農業者等の横浜型担い手に対しては個人補助を行うことにより、新たな設備投資を少ない経費で行えることから有効である。国のモデル事業では3割補助を行っており、この水準がひとつの目安になる。

横浜型担い手農家である環境保全型農業推進者や直売ネットワーク参加者などへは、その取り組み内容のレベルに応じた支援を行い、一定期間のフォローアップが必要である。

ウ 施設の省エネルギー化の推進

燃料価格の高騰への対応や地球温暖化防止の観点から、農業においても省エネルギーの推進に積極的に取り組むことが急務である。特に、施設園芸における暖房については、より効果的な技術が開発されつつあるので、こうした先進的な技

術の導入に対し助成を行うことにより、省エネルギー化の推進を一層図る必要がある。

4 農地の相続対策等

都市部の農家にとって相続税の負担は非常に大きく、経営を継続するためには、できるだけ、相続税納税猶予制度の適用を受ける必要がある。しかし、労働力の少ない農家にとっては、農地を維持するためには貸し出す以外には選択肢がないのが現状である。そこで、国への要請と、横浜独自で取り組む対策について検討を行った。

(1) 相続税評価・猶予の制度改善

現行の相続税納税猶予制度では、被相続人が耕作していた農地を相続人が耕作する場合に、一定額を超えた分の相続税が猶予される。その後耕作し続けると市街化調整区域は20年、生産緑地地区を含む場合は適用農地は全て終生の営農で猶予額が免除される。

この制度は都市農業の根幹にかかわる、都市の農家にとっては非常に重要な制度であり、制度がなくならないよう対処していかなければならない。

ア 農業用施設用地への適用拡大

猶予期間中に転用や譲渡があると猶予は打ち切られるが、相続人が自分の農業経営上必要な農業施設を設置する場合は打ち切られない例外がある。

そこで、相続後に設置が認められるような施設については、相続段階から納税猶予の対象となるよう制度の改正を国に働きかける必要がある。

イ 利用権設定した農地や市民農園用地の評価減

担い手農家に利用権設定した農地や、市民農園用地として地方公共団体や農協に貸し付けた農地、農家開設型市民農園として市民に貸し付けた農地については、自作を大前提とする相続税納税猶予制度の対象とはなっていない。しかし、耕作権割合分を控除する方法等で、貸し手の相続税負担を軽減することも合わせて国に働きかけることにより、貸し借りや市民農園の推進の大きな障害を解消する必要がある。

(2) 公的機関による買取及び斡旋

農家に相続が発生した場合に、その相続税の支払いのために収益性の低い農地が処分されることが多い。それを防ぐ対策として、広く農地の斡旋を行うと同時に公的機関による買取にも期待したい。

ア 農地保有合理化法人（神奈川県農業公社）の買取支援

農地を担い手となる農業者に売り渡す目的で一時的な買取のできる法人として、神奈川県内では神奈川県農業公社が唯一農地保有合理化法人の資格をもっているが、買取後直ちに売れるとは限らず、買取に慎重になっている。そこで、神奈川県農業公社の買取後の金利負担分を横浜市が補填することで、市内農家に相続が発生した場合の買取を促すとともに、買い取った農地は公共事業の代替地等として積極的に売却するなど農地として広く斡旋を進めていく必要がある。

イ 市民農園用地の買取

これまで横浜市が設置する市民農園は、農地所有者から借り上げて市民に貸してきたが、特定農地貸付法は地方公共団体に限り、市民農園としての買取を認めている。

相続の発生により、市民農園の買取が必要となってくる場合は、市民農園用地として買い取るための施策と財源の確保についても検討する必要がある。

(3) 相続税支払い資金への利子補給

農業者が相続税の支払いのために農地等を公的機関に売る意志があるとき、相続税の支払期限から売買契約までのつなぎとして農協等から資金を借り入れた場合、その金利分の助成についても検討する必要がある。

(4) 農業用施設用地の固定資産税の負担軽減

農家の敷地内には、農業経営上不可欠な農業資材の保管庫、農業用車両の車庫、農業機械の格納庫、収穫物の調製保管施設、加工処理施設、直売所など様々な農業用施設が設置されている。これらは自宅敷地としての宅地の一部であり、非居住用の用途と見なされ、固定資産税が高額となっている。そこで、固定資産税の負担軽減について検討する必要がある。

【今後の農政施策の体系】

(新規・拡充分)



第3 参考資料

横浜の農業の概要（P13～P17の図表参照）

1 区域区分別農地面積

横浜市内には、約3,274haの農地があり、市域の7.5%に相当します。この約8割が市街化調整区域に、残り約2割が市街化区域にあります。

2 市内農地面積の推移

市内農地面積は、昭和55年に比べ、全体で約6割に減少し、市街化調整区域では約3割減となっているものの、市街化区域では約7割減となっています。

3 市内の農家数・就業人口および経営耕地面積の推移

市内の農家戸数は、約4,400戸で、35年前の半分以下になっています。農業で働く人口は、約6,500人と、35年前の約3割にまで減少し、しかも、60歳以上の高齢者の割合が、35年前の27%から56%へと増加しています。

4 新規就農者の状況

市内の新規就農者の数は、毎年30人弱で、全国的に見ても比較的多い方ですが、Uターン就農者の割合が全体の3分の2になっています。

5 市内の農産物生産額

市内の農産物生産額は、約100億円で、その6割以上を野菜が占めます。ついで果樹、豚、花き、いも類、乳用牛等となっています。

6 販売農家平均売り上げ

市内の販売農家の平均販売額は、428万円となっています。

7 農家の可処分所得

神奈川県内の農家の平均像として、農業所得212万円、農外所得559万円、固定資産税を含む公租公課395万円を引いた可処分所得は451万円となっています。

8 農産物を直接販売した農家の比率

農産物を直接販売した農家の比率は56%で、市内162の直売所で291戸が、直売ネットワークに参加しています。

9 市民利用型農園 区別設置数

市内には、187箇所市民農園があり、農園面積は28ha、約5,500区画になります。

10 横浜市の農業の底力（横浜の農業生産の全国での位置）

市内の園芸作物の生産は、全国的に見ても、上位に入るものがあり、野菜では、コマツナが2位、カリフラワーが8位、キャベツが10位等となっています。統計値が公表されているものだけでも、野菜の収穫量ではトップ50のなかに11品目が入ります。

また、果樹類ではナシが全国48位に、花き類では、ベゴニア（鉢物）が1位、ニチニチソウ6位、パンジー8位（以上、苗物）等となっています。

このように、全国的にみても上位に入る品目が多い、多品目型園芸産地です。

1 区域区分別農地面積

(単位：ha、%)

区域区分	区域面積(ha) A	農地面積(ha) B	B/A×100 (%)	畑 (ha)	田 (ha)
市域全域	43,547	3,274.3	7.5	3,029.6	244.7
市街化調整区域	10,525	2,579.9	24.5	2,338.9	241.0
農業振興地域	4,926.1	1,776.9	36.1	—	—
農用地区域	1,047.4	1,023.9	97.7	867.0	156.9
農振白地	3,878.7	753.0	19.4	—	—
農業専用地区	1,033.0	632.8	61.3	557.0	75.8
農業振興地域外	5,598.9	803.0	14.3	—	—
市街化区域	33,022	694.4	2.1	690.7	3.7
うち生産緑地地区	347.2	343.9	99.5	341.8	2.1

※農地面積及び生産緑地地区（固定資産課税対象面積）平成19年1月1日現在

※農振関係 平成20年3月31日現在 ※都市計画区分 平成17年10月1日現在

※四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

- ・農業振興地域：農業の振興を図ることが相当であると認められる地域に、県知事が農業振興地域整備基本方針に基づいて指定する地域。
- ・農用地区域：市が定めた農業振興地域整備計画において掲げる農用地等として利用すべき土地の区域。
- ・農振白地：農業振興地域内で農用地指定されていない地域をいう。
- ・農業専用地区：都市農業の確立と都市環境の保全をめざし、本市独自の制度として市長が指定した地区。
市の農業施策を重点的に実施し、総合的・計画的に地域農業の振興を図る。

2 市内農地面積の推移

(単位：ha)

		昭和55年 (1980)	60年 (1985)	平成2年 (1990)	7年 (1995)	12年 (2000)	17年 (2005)	19年 (2007)
総面積		5,542	5,035	4,481	3,947	3,611	3,370	3,274
地目別	田	1,156	753	503	341	313	267	245
	畑	4,386	4,282	3,978	3,427	3,298	3,103	3,030
区域別	市街化区域	2,270	1,947	1,564	1,123	907	751	694
	調整区域	3,272	3,088	2,917	2,824	2,704	2,619	2,580
耕作放棄地（センサス）		109	65	90	68	67	67	—

(固定資産概要調書 各年1月1日現在)

3 市内の農家数・就業人口および経営耕地面積の推移

	昭和45 (1970)	昭和50 (1975)	昭和55 (1980)	昭和60 (1985)	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)
総農家数 (戸)	10,198	8,476	8,117	7,398	6,106	5,190	4,693	4,423
販売農家	—	—	—	—	4,094	3,493	3,040	2,655
自給的農家	—	—	—	—	2,012	1,697	1,653	1,768
専業農家	1,978	1,199	972	1,094	933	713	676	865
第1種兼業農家	2,816	2,510	1,910	1,488	1,164	917	373	396
第2種兼業農家	5,404	4,767	5,235	4,816	1,997	1,863	1,991	1,394
主業農家	—	—	—	—	933	1,421	884	937
準主業農家	—	—	—	—	1164	1,057	1,167	804
副業的農家	—	—	—	—	1997	1,015	989	914
農業就業人口(人)	21,823	17,130	15,472	13,710	9,834	8,023	7,502	6,577
16～29才(%)	13	11	9	7	8	7	6	6
30～49才(%)	40	37	31	26	26	23	23	22
50～59才(%)	20	22	25	26	23	19	16	17
60才以上(%)	27	30	35	41	43	51	55	56
基幹的農業従事者(人)	13,132	9,947	9,636	8,860	6,613	5,641	5,099	5,167
経営耕地面積(ha)	6,000	4,283	3,967	3,460	2,919	2,502	2,228	2,006
田	1,741	868	617	425	322	228	182	151
畑	4,082	3,107	2,600	2,368	2,071	1,691	1,599	1,486
樹園地	177	308	750	667	527	584	447	368

(各年の農林業センサス)

※平成2年からの各数値(網掛け部分)は、販売農家の数字になっています。

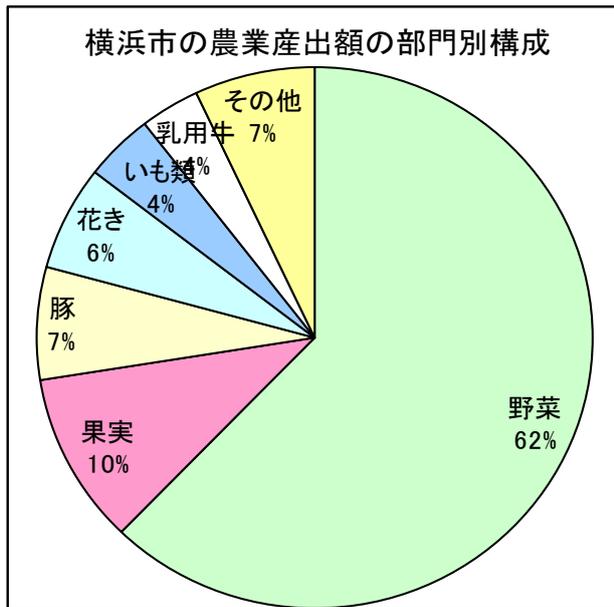
- ・販売農家：経営耕地面積が30a以上、又は農産物販売金額が1年間で50万円以上の農家
- ・自給的農家：経営耕地面積が30a未満、かつ農産物販売金額が1年間で50万円未満の農家
- ・主業農家：農家所得の50%以上が農業所得で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ・準主業農家：農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ・副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家
- ・第1種兼業農家：農業以外にも就業しているが、主として農業で生計をたてている農家
- ・第2種兼業農家：農業も営んでいるが、主として兼業で生計をたてている農家
- ・基幹農業従事者：農業に主として従事した世帯員のうち、普段の状態が農業に主として従事した者

4 新規就農者の状況

(単位：人)

年度	14	15	16	17	18	19
直接就農者	6	6	10	7	10	10
Uターン就農者	12	18	30	29	19	15
合計（人）	18	24	40	36	29	25

5 市内の農産物生産額



部門	産出額	構成比
野菜	63億2千万円	62%
果実	10億4千万円	10%
豚	6億9千万円	7%
花き	6億4千万円	6%
いも類	3億9千万円	4%
乳用牛	3億8千万円	4%
その他	7億0千万円	7%
合計	101億4千万円	100%

市内農業産出額（平成18年）

6 販売農家平均売り上げ（平成17年農業産出額／2005農業センサス販売農家数）

99億4千万円／2,319戸＝428万円

7 農家の可処分所得（農林水産統計年報・神奈川県平均、平成19年）

$$\begin{aligned}
 & \text{農業収入} + \text{年金等収入} - \text{農外支出} \\
 & 581万円 + 1042万円 + 75万円 - (483万円 + 369万円 + 395万円) = 451万円 \\
 & \text{農外収入} \qquad \qquad \qquad \text{農業経費} \qquad \qquad \text{公租公課}
 \end{aligned}$$

8 農産物を直接販売した農家の比率

1,301戸／2,319戸＝56%（2005農業センサス）

直売ネットワーク参加直売所162箇所、ネットワーク参加農家数291戸

横浜市直売所マップ (<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyounousan/chokubai/gmap.html>)

9 市民利用型農園 区別設置数

平成20年3月31日現在

種 類	栽培収穫体験 ファーム		特区農園		市民耕作園		柴シーサイド ファーム		いきいき健康 農園	
	89か所 12.0ha (2,184区画)		83か所 10.8ha (2,295区画)		5か所 1.0ha (201区画)		1か所 2.5ha (500区画)		9か所 1.6ha (304区画)	
区 別	か所数	面積(a)	か所数	面積(a)	か所数	面積(a)	か所数	面積(a)	か所数	面積(a)
鶴見区	3	39	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川区	1	16	2	15	—	—	—	—	—	—
中区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南区	—	—	1	5	—	—	—	—	—	—
港南区	1	9	3	50	—	—	—	—	—	—
保土ヶ谷区	1	30	3	57	—	—	—	—	—	—
旭区	13	160	10	134	—	—	—	—	—	—
磯子区	—	—	3	38	—	—	—	—	—	—
金沢区	—	—	—	—	—	—	1	2.5	—	—
港北区	3	30	3	26	—	—	—	—	—	—
緑区	9	124	11	111	3	78	—	—	—	—
青葉区	20	254	10	117	1	13	—	—	8	136
都筑区	2	22	9	106	1	13	—	—	—	—
戸塚区	16	216	9	89	—	—	—	—	—	—
栄区	4	51	—	—	—	—	—	—	—	—
泉区	7	89	13	222	—	—	—	—	—	—
瀬谷区	9	164	6	111	—	—	—	—	1	26
合 計	187か所		28.0ha		(5,484区画)					

10 横浜市の農業の底力（横浜の農業生産の全国での位置）

【野菜】

	作付面積	県内順位	全国順位	収 穫 量	県内順位	全国順位
コ マ ツ ナ	2 1 3 ha	1 位	2 位	3, 7 0 0 t	1 位	2 位
カリフラワー	2 5 ha	1 位	6 位	5 0 4 t	1 位	8 位
キ ャ ベ ツ	2 8 8 ha	3 位	1 1 位	1 2, 8 6 2 t	3 位	1 0 位
ホウレンソウ	2 7 4 ha	1 位	1 0 位	4, 2 0 0 t	1 位	1 1 位
エ ダ マ メ	8 5 ha	1 位	1 7 位	7 6 6 t	1 位	1 1 位
ト マ ト	9 1 ha	1 位	1 2 位	4, 0 4 0 t	1 位	2 1 位
カ ブ	2 7 ha	1 位	3 0 位	1, 0 1 0 t	2 位	2 4 位
サ ト イ モ	8 6 ha	1 位	2 2 位	8 7 0 t	1 位	3 1 位
サヤインゲン	2 0 ha	1 位	4 8 位	1 7 1 t	2 位	3 7 位
ダ イ コ ン	1 3 8 ha	2 位	4 4 位	6, 5 8 1 t	2 位	4 0 位
ネ ギ	7 0 ha	2 位	5 5 位	1, 9 0 9 t	2 位	4 2 位

【果樹】

	作付面積	県内順位	全国順位	収 穫 量	県内順位	全国順位
日 本 ナ シ	6 9 ha	1 位	5 1 位	1, 4 4 0 t	1 位	4 8 位
ク リ	9 0 ha	1 位	4 7 位	9 0 t	1 位	4 6 位

【花き】

	作付面積	県内順位	全国順位	収 穫 量	県内順位	全国順位
ベ ゴ ニ ア	3 7 a	1 位	7 位	1 6 1 千鉢	1 位	1 位
プ リ ム ラ	7 4 a	1 位	1 0 位	1 5 1 千鉢	1 位	1 1 位
シクラメン	3 0 3 a	1 位	8 位	1 5 2 千鉢	2 位	2 5 位
ニチニチソウ	1 5 1 a	1 位	1 位	3 8 1 千鉢	1 位	6 位
パ ン ジ ー	5 4 3 a	1 位	1 位	1, 8 6 0 千本	2 位	8 位
ペチュニア	2 0 2 a	1 位	4 位	5 5 0 千本	1 位	9 位
マリーゴールド	1 3 3 a	1 位	3 位	2 8 9 千本	1 位	1 1 位
サルビア	4 2 a	1 位	1 6 位	8 2 千本	2 位	4 0 位

平成 18 年産。全国約 1 8 0 0 市町村中の順位。農林水産省統計情報データベースより、市町村別統計を並べ替えて算出した。

市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート調査結果(H19. 9)より農地部分の抜粋

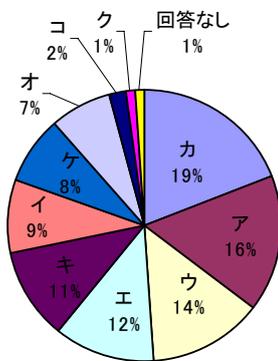
アンケート対象者（発送数）1,828 人のうち、有効回答は 774 人（回答率 42%）だった。

1 農地について（まず、農地をお持ちの方に伺います。）

問2 農地を保有し耕作で続ける上で、特に課題と思うものを3つまで○をつけてください。

結果：

回答数のうち、相続税への不安や負担、耕作者の高齢化、農業後継者がいないことなどの課題が約半数を占めた。また、市民のマナーや苦情、固定資産税の支払い、労働力不足など課題は多岐に渡った。



回 答	回答数	順位
ア 自分が高齢で農作業に支障がある	325	2
イ 労働力が不足している	183	6
ウ 農業後継者がいない	278	3
エ 近隣市民のマナーが悪い (農作物の盗難、ごみの投棄など)	248	4
オ 市民からの苦情の対応が難しい (農薬、臭い、土ぼこりの飛散など)	145	8
カ 相続税の支払に不安がある。又は負担が大きい。	394	1
キ 固定資産税の支払が負担に感じる	218	5
ク 農業技術の習得や情報の入手が困難であること	27	10
ケ 相続時に農業経営をしていない相続者に農地が渡ること	167	7
コ その他	38	9
回答なし	20	11

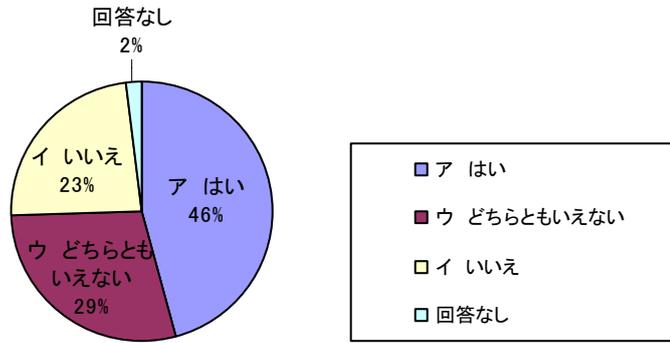
- カ 相続税の支払に不安がある。又は負担が大きい。
- ア 自分が高齢で農作業に支障がある
- ウ 農業後継者がいない
- エ 近隣市民のマナーが悪い(農作物の盗難、ごみの投棄など)
- キ 固定資産税の支払が負担に感じる
- イ 労働力が不足している
- ケ 相続時に農業経営をしていない相続者に農地が渡ること
- オ 市民からの苦情の対応が難しい(農薬、臭い、土ぼこりの飛散など)
- コ その他
- ク 農業技術の習得や情報の入手が困難であること
- 回答なし

問3 あなたは、今後も農業を続けていきたいですか。ひとつだけ○をつけてください。

結果：

農業を続けたい人の回答が最も多く 46%で、続けたくない人の 23%を大きく上回った。又、どちらともいえない人も 29%あった。

回 答	回答数	順位
ア はい	334	1
イ いいえ	171	3
ウ どちらともいえない	209	2
		4



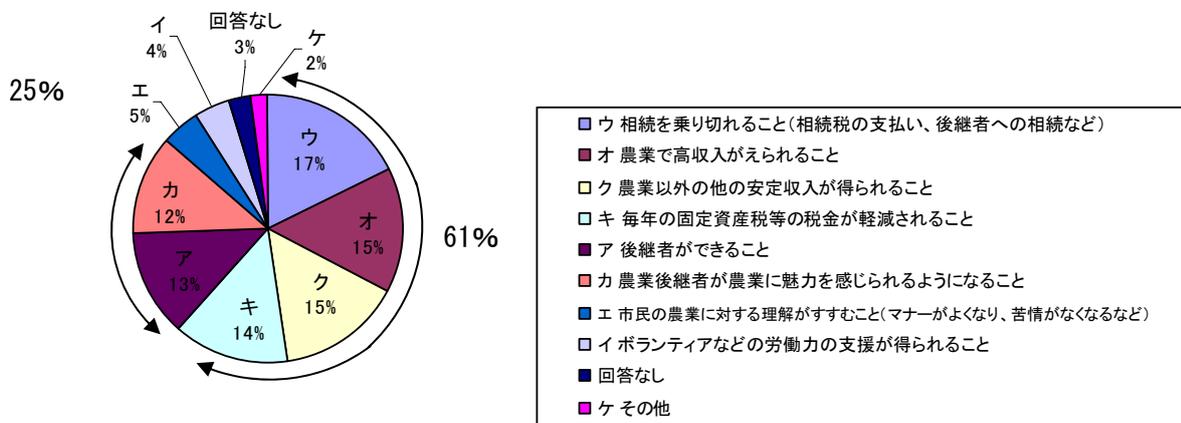
問4 問3で「イ」または「ウ」と回答した方に伺います。農業を続けていくには、何が解決すれば続けていけますか。3つまで○をつけてください。

結果：

回答数のうち、農業を維持・運営していく為に必要な税対策や農業収入に関する回答が61%を占めた。

次いで、後継者の確保と後継者に対する農業運営の将来性確保が必要との回答が25%あった。

回答	回答数	順位
ア 後継者ができること	132	5
イ ボランティアなどの労働力の支援が得られること	41	8
ウ 相続を乗り切れること (相続税の支払い、後継者への相続など)	182	1
エ 市民の農業に対する理解がすすむこと (マナーがよくなり、苦情がなくなるなど)	48	7
オ 農業で高収入がえられること	152	2
カ 農業後継者が農業に魅力を感じられるようになること	123	6
キ 毎年の固定資産税等の税金が軽減されること	142	4
ク 農業以外の他の安定収入が得られること	150	3
ケ その他	20	10
回答なし	29	9



<市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート調査概要>

- 目的: 横浜市内の市街化調整区域の農地や樹林地を守るため、土地所有者の保有上の課題や現行制度への意見等を聞き、現状を把握するとともに、今後の施策に活かすこと。
- 調査対象者: 市街化調整区域において、1筆300㎡以上の農地を持ち、合計面積が1,000㎡以上の方と、1筆300㎡以上の樹林地を持ち、合計面積が1,000㎡以上の方から無作為抽出。
- 調査数: 1,828人(郵送、無記名回答)
- 調査期間: 平成19年9月3日～21日(投函締め切り)
- 回答者: 774人(回答率42%)

第4 検討委員会概要

1 農政施策検討会委員名簿

(所属等は委員就任時のもの)

	区 分	氏 名	所 属 等
座 長	学識経験者	葛谷 栄一	(株)農林中金総合研究所特別理事
副座長	学識経験者	山崎 久民	(株)WAN研究所代表取締役、税理士
委 員	農業団体代表	池田 正人	横浜農業協同組合常務理事
委 員	農業団体代表	栗原 文雄	横浜農業協同組合常務理事
委 員	農業団体代表	下山 和洋	田奈農業協同組合常務理事
委 員	農 家 代 表	門倉 章夫	前横浜市南西部農業委員会会長
委 員	農 家 代 表	内田 洋幸	横浜川崎農業経営士会長
委 員	農 家 代 表	三澤百合子	よこはま・ゆめ・ファーマー
委 員	農 家 代 表	中山 知樹	横浜農業協同組合青壮年部参与
委 員	市 民 代 表	大場多美子	神奈川県都市農業推進審議会委員

2 委員の任期

平成20年3月21日～8月31日

3 農政施策検討会の検討内容

	年月日	内 容 等
第1回	平成20年 3月21日	<ul style="list-style-type: none"> 座長、副座長の決定、検討会の進め方について 本市農業及び施策の概要について 検討課題の提案について
第2回	平成20年 5月1日	<ul style="list-style-type: none"> 担い手の育成施策について (農家の人材育成、農作業の支援策、貸し借りの促進策、市民農園施策等)
第3回	平成20年 6月9日	<ul style="list-style-type: none"> 農地保全と農業振興策について (農地の保全施策、生産基盤整備支援策、都市環境との調和対策、生産振興対策、農業経営安定対策)
第4回	平成20年 6月23日	<ul style="list-style-type: none"> 相続税対策について 検討課題の補足検討（農作業の受委託支援策、コーディネーター育成策、新たな担い手のインキュベート支援、水田・畑の維持管理支援策、固定資産税対策、環境対策等）
第5回	平成20年 7月8日	<ul style="list-style-type: none"> 施策検討会の提言内容について